

建設現場を支えるエキスパート

登録基幹技能者

業界で躍進する。

現場の要“登録基幹技能者”に期待されること

登録基幹技能者制度

本制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられました。同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。

また、登録基幹技能者の配置が「総合評価」の加点対象項目となっており、元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件として、登録基幹技能者が活用されています。加えて、平成30年4月1日より、建設業法第26条の主任技術者の要件の1つとして位置づけられ、また、平成31年4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステム（以下CCUS）では、能力評価基準の最高位であるレベル4:ゴールドカード（高度なマネジメント能力を有する技能者）として登録基幹技能者が位置づけられています。

建設工事の品質確保や安全管理などが社会的にも大きな関心が寄せられている中、登録基幹技能者への期待はますます高まっています。

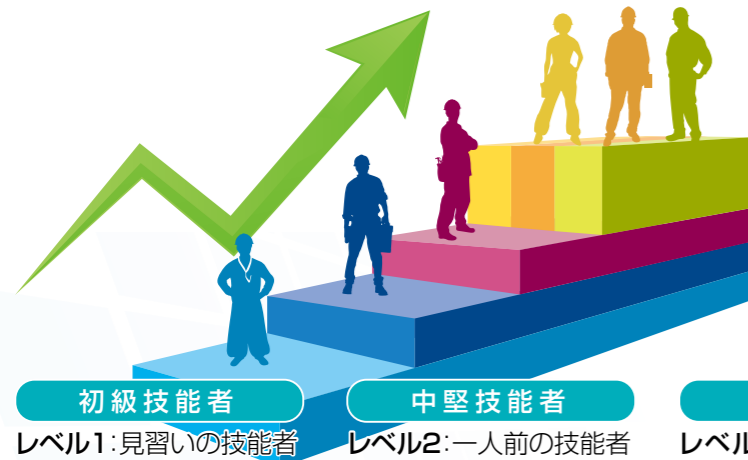
- 登録基幹技能者は、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者です。
- 工事の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能労働者の目標像としての活躍が期待されています。
- 登録基幹技能者の活用により、登録基幹技能者の確保・育成に努める優良な専門工事業者の受注機会の拡大、さらにはそれを通じた建設業界の担い手の確保・育成に大きく寄与することが期待されています。

<制度概要>

根拠法令：建設業法施行規則第18条の3（建設現場において基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度）
 役割：建設現場での技能労働者のトップ（総括職長）として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施。
 要件：①実務経験10年以上、②職長経験3年以上、③最上級の技能者資格（1級技能士等）の保有等
 種類、人数：42職種（56団体）、80,884名（人数は令和4年3月末現在）

※5年毎の更新により能力担保。

建設技能者のキャリアパスモデル



【登録基幹技能者のメリット】
 ・経営事項審査での加点評価
 ・総合評価落札方式での評価
 ・建設企業の「優良技能者認定」

・主任技術者要件として位置づけ
 ・CCUS能力評価基準の最高位（レベル4）要件の資格

実務経験10年以上かつ職長経験3年以上

- 将来展望 ●若年者入職 ●技能者定着 ●適正な評価 ●処遇改善

登録基幹技能者

【建設技能労働者の目標像】

※ CCUSにおいては、職種ごとに設定されたレベルの条件を満たした者が所属する企業等の申請に基づきレベル判定が行われます

登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

現場の要、登録基幹技能者



登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認められました。（建設業法施行規則第7条の3の改正）
 ※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格(民間資格)	実務経験者
主任技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 新たな資格の創設(「電気通信工事」)	建設業法での登録資格(4資格) 認定・登録の推進 その他 国家資格 (2級建築士等)	最終学歴に応じた実務経験年数

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している。

〔現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待〕

登録基幹技能者有資格者数、講習実施団体、受講要件

(各受講資格の詳細は講習実施団体にお問い合わせください。有資格者は5年ごとに更新が義務付けられています。)

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和4年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
1	登録電気工事基幹技能者(H20.5.13)	(一社)日本電設工業協会 03-5413-2161	8,759	電気、電気通信	申請する建設業の種類ごとに実務経験10年以上、職長経験3年以上、第一種電気工事士
2	登録橋梁基幹技能者(H20.7.17)	(一社)日本橋梁建設協会 03-3507-5225	899	鋼構造物、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③の全ての資格取得者 ①鋼橋架設等作業主任者技能講習 ②足場の組立等作業主任者技能講習 ③玉掛技能講習
3	登録造園基幹技能者(H20.7.17)	(一社)日本造園建設業協会 03-5684-0011 (一社)日本造園組合連合会 03-3293-7577	2,755	造園	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級造園技能士 ②1級造園施工管理技士
4	登録コンクリート圧送基幹技能者(H20.7.18)	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会 03-3254-0731	913	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級コンクリート圧送施工技能士 ②建設マスター
5	登録防水基幹技能者(H20.8.19)	(一社)全国防水工事業協会 03-5298-3793	1,934	防水	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級防水施工技能士
6	登録トンネル基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本トンネル専門工事業協会 03-5251-4150	603	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①発破技士免許 ②火薬類取扱保安責任者(甲または乙) ③土木施工管理技士(1級、2級) ④建設マスター
7	登録建設塗装基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本塗装工業会 03-3770-9901	3,262	塗装	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級建築塗装技能士 または1級鋼橋塗装技能士
8	登録左官基幹技能者(H20.9.1)	(一社)日本左官業組合連合会 03-3269-0560	2,375	左官	実務経験10年以上、職長経験3年以上、職長・安全衛生責任者教育修了 ①～⑤のいずれかの資格取得者 ①1級左官技能士 ②1級建築施工管理技士 ③2級建築施工管理技士(仕上げ) ④職業訓練指導員(左官職種) ⑤建設マスター
9	登録機械土工基幹技能者(H20.9.17)	(一社)日本機械土工協会 03-3845-2727	10,549	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤のいずれかの資格取得者 ①優秀施工国土交通大臣顕彰者 ②建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士 ③職業訓練指導員(土木施工、建設機械運転及び整備) ④建設機械整備技能士 ⑤実施機関が定める技能講習
10	登録海上起重基幹技能者(H20.9.19)	(一社)日本海上起重技術協会 03-5640-2941	1,430	土木 ^(※) 、 しゅんせつ	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①海上起重作業管理技士 ②建設マスター
11	登録PC基幹技能者(H20.9.30)	(一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会 03-3260-2545	1,063	土木 ^(※) 、 とび・土工、鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①コンクリート架橋設等作業主任者講習 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
12	登録鉄筋基幹技能者(H20.9.30)	(公社)全国鉄筋工事業協会 03-5577-5959	4,599	鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級鉄筋技能士
13	登録圧接基幹技能者(H20.9.30)	全国圧接業協同組合連合会 03-5821-3966	695	鉄筋	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①手動ガス圧接量資格3種又は4種、②高分子天然ガス圧接量資格3種又は4種
14	登録型枠基幹技能者(H20.9.30)	(一社)日本型枠工事業協会 03-6435-6208	6,225	大工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級型枠施工技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
15	登録配管基幹技能者(H20.10.16)	(一社)日本空調衛生工事業協会 03-3553-6431 (一社)日本配管工事業団体連合会 03-6803-2563 全国管工事業協同組合連合会 03-5981-8957	4,039	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級配管技能士
16	登録鳶・土工基幹技能者(H20.12.12)	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 03-3972-7221 (一社)日本鳶工業連合会 03-3434-8805	8,171	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験8年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級とび技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級)
17	登録切断穿孔基幹技能者(H20.12.12)	ダイヤモンド工事業協同組合 03-3454-6990	435	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上、コンクリート等切断穿孔技能審査(厚生労働省認定)
18	登録内装仕上工事基幹技能者(H20.12.26)	(一社)全国建設室内工事業協会 03-3666-4482 日本建設インテリア事業協同組合連合会 03-3239-6551 日本室内装飾事業協同組合連合会 03-3431-2775	4,905	内装仕上	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①または②のいずれかの資格取得者 ①1級内装仕上げ施工技能士 ②建築施工管理技士(1級、2級)
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者(H21.2.13)	(一社)日本サッシ協会 03-6721-5934 (一社)建築開口部協会 03-6459-0730	1,155	建具	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級サッシ施工技能士 ②1級カーテンウォール技能士 ③建設マスター
20	登録エクステリア基幹技能者(H21.3.5)	(公社)日本エクステリア建設業協会 03-3865-5671	221	タイル・れんが・ ブロック、 とび・土工、石	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①1級ブロック建築技能士 ②土木施工管理技士(1級、2級) ③建築施工管理技士(1級、2級) ④造園施工管理技士(1級、2級)

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となること出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業については、主任技術者の要件として

認められない。

(次ページへ)

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和4年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
21	登録 建築板金 基幹技能者(H21.3.5)	(一社)日本建築板金協会 03-3453-7698	2,981	板金、屋根	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑤の全ての資格取得者 ①1級建築板金技能士 ②職長・安全衛生責任者教育講習 ③アーク溶接作業特別教育講習 ④玉掛技能講習 ⑤高所作業車運転技能講習
22	登録 外壁仕上 基幹技能者(H21.4.28)	日本外壁仕上業協同組合連合会 03-3379-4338	334	塗装、左官、防水	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①外壁仕上1級技能者 ②建設マスター
23	登録 ダクト 基幹技能者(H21.4.28)	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会 03-5567-0071	1,713	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格取得者 ①1級建築板金技能士(ダクト板金) ②管工事施工管理士(1級、2級)
24	登録 保温保冷 基幹技能者(H21.11.27)	(一社)日本保温保冷工業協会 03-3865-0785	1,175	熱絶縁	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級熱絶縁施工技能士
25	登録 グラウト 基幹技能者(H21.11.27)	(一社)日本グラウト協会 03-3816-2681	840	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①1級土木施工管理士 ②2級土木施工管理士(薬液注入) ③2級土木施工管理士(土木) ④ジェットグラウト技士
26	登録 冷凍空調 基幹技能者(H22.3.25)	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会 03-3435-9411	1,275	管	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級冷凍空調和機器施工技能士(冷凍空調和機器施工作業)
27	登録 運動施設 基幹技能者(H22.3.25)	(一社)日本運動施設建設業協会 03-6683-8865	203	土木 ^(※) 、 とび・土工、舗装、 造園	実務経験10年以上、職長経験3年以上、運動施設施工技士
28	登録 基礎工 基幹技能者(H23.12.16)	(一社)全国基礎工事業団体連合会 03-3612-6611 (一社)日本基礎建設協会 03-6661-0128	1,526	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～④のいずれかの資格取得者 ①土木施工管理士(1級、2級) ②建築施工管理士(1級、2級) ③建設機械施工技士(1級、2級) ④基礎施工士
29	登録 タイル張り 基幹技能者(H24.7.26)	(一社)日本タイル煉瓦工事業協会 03-3260-9023	349	タイル・れんが・ ブロック	実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級タイル張り技能士
30	登録 標識・路面標示 基幹技能者(H24.10.29)	(一社)全国道路標識・標示業協会 03-3262-0836	1,718	とび・土工、塗装	実務経験10年以上、職長経験3年以上 【道路標識】①～③のいずれかの資格取得者 【路面標示】②または④のいずれかの資格取得者 ①1級土木施工管理士または2級土木施工管理士 ②建設マスター ③次に示す条件を全て満たしていること[イ玉掛け技能講習 ロ小型移動式クレーン運転技能講習 ハ高所作業車運転技能講習] ④路面標示施工技能士
31	登録 消火設備 基幹技能者(H25.7.3)	(一社)消防施設工事協会 03-3288-0352	435	消防施設	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のうちいずれか一つ以上の資格を有する者 ①消防設備士(国家資格のうち、以下のいずれか一つ以上の資格・甲種第1類・乙種第1類・甲種第2類・乙種第2類・甲種第3類・乙種第3類) ②消防設備点検資格者(第1種) ③[優秀施工者国土交通大臣顕彰](建設マスター)
32	登録 建築大工 基幹技能者(H26.1.27)	(一社)JBN・全国工務店協会 03-5540-6678 全国建設労働組合総連合 03-3200-6221 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 03-3537-0287 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 03-5157-0831 (一社)日本木造住宅産業協会 03-5114-3010 (一社)日本ログハウス協会 03-3588-8808 (一社)プレハブ建築協会 03-5280-3121	958	大工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 職長・安全衛生責任者教育の修了を原則とし、①～⑤のいずれかの資格取得者 ①1級建築大工技能士 ②枠組壁建築技能士 ③1級・2級建築施工管理技士 ④1級・2級・木造建築士 ⑤プレハブ建築マイスター
33	登録 硝子工事 基幹技能者(H27.1.22)	全国板硝子工事協同組合連合会 03-6413-6222 全国板硝子商工協同組合連合会 03-5649-8577	414	ガラス	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得者 ①1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士(仕上げ) ②優秀施工者国土交通大臣表彰者(建設マスター) ③1級ガラス施工技能士【職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく】
34	登録 ALC 基幹技能者(R1.5.27)	(一社)ALC協会 03-5256-0432	919	タイル・れんが・ ブロック	実務経験10年以上、職長経験3年以上、エーエルシーパネル施工技能士
35	登録 土工 基幹技能者(R1.8.5)	(一社)日本機械土工協会 03-3845-2727	1,004	土木 ^(※) 、 とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～⑥のいずれかの資格取得者 ①優秀施工国土交通大臣顕彰者 ②青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰者 ③建設機械施工技士 ④職業訓練指導員 ⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 ⑥実施機関が定める技能講習
36	登録 ウレタン断熱 基幹技能者(R3.5.10)	(一社)日本ウレタン断熱協会 03-3667-1075	0	熱絶縁	実務経験10年以上、職長経験3年以上 1級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事業)
37	登録 発破・破砕 基幹技能者(R3.5.10)	(一社)日本発破・破砕協会 03-5644-8750	53	とび・土工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)から1種類、及び(2)の①～④から2種類又は⑤の資格取得者 (1)①優秀施工国土交通大臣顕彰者及び旧建設大臣顕彰者 ②1・2級建設機械施工管理技士 ③1・2級土木施工管理技士 ④職業訓練指導員 ⑤発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 (2)①地山の掘削作業主任者講習 ②土止め支保工作業主任者講習 ③車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 技能講習 ④車両系建設機械(解体用) ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
38	登録 建築測量 基幹技能者(R3.10.6)	(一社)全国建築測量協会 03-6416-0845	0	大工	実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～③のいずれかの資格取得 ①測量士 ②建築施工管理技士(1級、2級) ③一級・二級建築士

※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となること出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業については、主任技術者の要件として認められない。

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録基幹技能者講習実施機関	令和4年 3月末 有資格者数	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	受講要件
39	登録 解体 基幹技能者(R4.2.14)	(公社)全国解体工事業団体連合会 03-3555-2196	0	解体	<p>実務経験10年以上、職長経験3年以上 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)の①～④のいずれかの一つ要件を満たす者 (1)建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に基づく解体工事施工技士(解体工事業の技術者要件)の資格を有する者 (2)①登録解体工事講習修了者のうち、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(総合技術監理部門)又は技術士(建設部門)②特定建築物石綿含有建材調査者、③建築物石綿含有建材調査者、④次の技能講習から3資格以上、並びに特別教育・その他安全講習から2資格以上を取得している者</p> <p><技能講習> ◇以下の9資格のうち3つ以上(●印は必須) ●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 ・足場の組立等作業主任者 ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 ・木造建築物の組立て等作業主任者 ・石綿作業主任者 ・酸素欠乏危険作業主任者(第1種) ・ガス溶接技能講習 ・車輻系建設機械(整地・運搬・積込用および掘削用)運転(機体重量3t以上) ・車輻系建設機械(解体)運転(機体重量3t以上) <特別教育・その他安全講習> ◇以下の12資格のうち2つ以上(●印は必須) ・立木伐採(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木) ・高所作業車の運転(作業床の高さ10m未満) ・特定粉じん作業 ・ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の解体およびこれに伴うばいじんおよび焼却灰を取扱う業務 ・石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業 ・足場の組立て、解体または変更作業(地上または壁面床面上における補助作業の業務を除く) ・電気取扱い業務(低圧電気取扱業務) ・墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業を除く)安全带使用作業</p> <p>●職長教育 ・安全衛生責任者 ・振動工具取扱作業 ・木造建築物解体工事作業指揮者</p>
40	登録 圧入工 基幹技能者(R4.4.19)	(一社)全国圧入協会 03-5781-9155	0	とび・土工	<p>実務経験10年以上、職長経験3年以上 職長・安全衛生責任者教育の修了者かつ①～⑤のいずれかの資格保有者 ①1級又は2級施工管理技士(土木・建築) ②1級又は2級建設機械施工管理技士 ③圧入施工技士1級又は2級 ④『玉掛技能講習・ガス溶接技能講習・アーク溶接特別教育』の講習をいずれも修了し、かつ、『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(整地)技能講習・車両系建設機械(基礎)技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習』のうち2つ以上の講習または教育を修了した者 ⑤『杭圧入引抜機特別教育・車両系建設機械(基礎)技能講習』をいずれも修了し、かつ、『移動式クレーン運転士・クレーン運転士』のうち1つ以上の免許を取得した者</p>
41	登録 送電線工事 基幹技能者(R4.7.26)	(一社)送電線建設技術研究会 03-3253-6200	0	とび・土工 電気	<p>実務経験10年以上、職長経験3年以上 (1)～(3)の条件のいずれか一つを満たす者 (1)電気工事又は土木施工管理技士(2級以上)資格を有する者 (2)安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者 (3)次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者 ①以下の4資格を全て有する者 ・特別高圧電気取扱者特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ②以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習 ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</p>
42	登録 さく井 基幹技能者(R4.7.26)	(一社)全国さく井協会 03-3551-7524	0	さく井	<p>実務経験10年以上、職長経験3年以上 ①～②のいずれかの資格保有者 ①1級パーカッション式さく井工事作業技能士 ②1級ロータリー式さく井工事作業技能士</p>
42職種56団体 合計			80,884	<p>※ 各々の登録基幹技能者が主任技術者となること出来る業種は「基幹的な役割を担う建設業の種類」に記載しているものである。ただし、土木工事業については、主任技術者の要件として認められない。</p>	

国・都道府県の公共工事における評価・活用状況

発注者における公共工事での評価・活用状況

登録基幹技能者の公共工事の総合評価における評価・活用について、国土交通省では、平成17年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入しています。

また、都道府県・政令指定都市では、平成19年度に長崎県が最初に導入し、令和3年度では25都道府県と5政令市が導入しています。さらに、西日本高速道路、都市再生機構、本州四国連絡高速道路が導入しており、総合評価における本制度の評価・活用は着実に進んでいます。

発注者の声



建設現場の品質確保、安全性向上などのためには、現場で直接従事する技能労働者、職長の役割が重要であるため、登録基幹技能者制度は、有効な資格の一つである。



登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者であるため、工事目的物の更なる品質向上等が期待できる。



登録基幹技能者を配置することで工事の品質の向上に大いに貢献することが、市民等に広く認知されるのであれば、総合評価方式で技能者を評価することは技能者のスキルアップにつながる。



技能労働者の位置づけを総合評価方式の評価対象とすることにより、登録基幹技能者を積極的に育成している企業が元請企業から活用される機会が増え、優良な専門工事業者の確保、優良な技能者の処遇改善につながり、ひいては若年者の入職促進、技能の伝承につながる。



公共工事の品質確保やインフラの維持管理のため、中長期的な担い手が求められる中、登録基幹技能者制度は技能労働者のレベルアップにつながる。また、登録基幹技能者となった技能労働者が若手の目標となり、担い手の育成にも寄与する。



県内の登録基幹技能者数が少ないが、技能者の増加促進及び改正正確法の主旨を踏まえ、より一層の技能者の活用促進と処遇改善を図ることが重要であることから、登録基幹技能者制度を活用している。

活用事例

工事名	工種	評価内容
〇〇住宅（建て替え）新築工事	建築一式工事	登録型枠基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者又は登録内装仕上工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.3点加点（最大3職種×0.3点=最大0.9点）
〇〇道路改良工事	土木一式工事	登録機械土工基幹技能者又は登録高・土工基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.1点加点
〇〇高校特別教室棟機械設備工事	管工事	登録配管基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において0.5点加点
〇〇トンネル修繕工事（照明設備更新）工事	電気工事	登録電気工事基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇外壁改修工事	建築一式工事	登録建設塗装基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇団地耐震補強・改修工事	建築一式工事	登録コンクリート圧送基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇都市計画街路工事	橋梁上部工事	登録橋梁基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇庁舎設備改修工事	暖冷房衛生設備工事	登録冷凍空調基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
橋梁新設（上部工）工事	土木一式工事	登録PC基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
底質土砂浚渫工事	しゅんせつ工事	登録海上起重基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇高等学校実習棟新築工事	建築一式工事	登録建築板金基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において2点加点
〇〇公園拡張整備工事	造園工事	登録造園基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇支局機械設備工事	暖冷房衛生設備工事	登録配管基幹技能者又は登録ダクト基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇庁舎改修建築工事	建築一式工事	登録防水基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において1点加点
〇〇道路舗装修繕工事	アスファルト工事	登録標識・路面標示基幹技能者を配置した場合、総合評価方式において2点加点

国土交通省、都道府県、政令指定都市の総合評価における活用実績等

発注機関	工事件数					評価方法等		
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	評価項目	配点	
国土交通省	北海道開発局	257	273	459	573	597	施工能力：企業	登録基幹技能者の配置1点
	東北地方整備局	1,011	1,120	1,084	1,074	891	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置1点
	関東地方整備局	560	447	318	315	187	企業の技術力（自由設定項目）	登録基幹技能者の配置1点
	北陸地方整備局	170	184	217	97	65	企業の施工能力等（登録基幹技能者の配置）	登録基幹技能者の配置1点
	中部地方整備局	917	960	1,046	895	795	企業の能力（登録基幹技能者の配置）	登録基幹技能者の配置1点
	近畿地方整備局	414	338	417	625	395	企業の施工能力（現場従事技能者の配置）	登録基幹技能者の配置2点（最大3点）
	中国地方整備局	732	541	539	222	464	技能者の従事計画 登録基幹技能者又は優秀施工者 国土交通大臣顕彰（建設マスター）に登録を有する技能者の 現場作業への従事の有無について評価	該当する技能者1名が現場に従事：1.0点
	四国地方整備局	381	351	420	455	355	その他の企業評価	登録基幹技能者の配置1点
	九州地方整備局	783	1,000	1,202	1,231	734	企業の能力等（指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置）	登録基幹技能者の配置2点（令和3年度まで） 登録基幹技能者の配置1～2点（令和4年度より）
	沖縄総合事務局	126	98	97	99	112	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置最大0.5～1.0点 ※工事ごとで最大の点は異なる
合計	5,351	5,312	5,799	5,586	4,595			
都道府県	北海道	227	285	218	201	194	担い手の育成・確保	登録基幹技能者の配置0.25～0.5点
	岩手県	—	—	—	244	272	登録基幹技能者の雇用	登録基幹技能者の雇用0.1点
	秋田県	166	149	179	197	213	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置2点
	茨城県	500	658	631	649	666	配置予定技術者の能力	登録基幹技能者の配置1点
	栃木県	—	—	—	16	25	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置0.5点
	埼玉県	—	64	96	72	81	元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者又は監理技術者を除く）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置	登録基幹技能者の配置0.5点
	東京都	—	—	—	682	674	配置予定技術者の保有する資格	登録基幹技能者の配置2点
	神奈川県	6	8	4	9	4	企業の社会性・信頼性	登録基幹技能者の配置1点
	新潟県	6	10	34	23	11	企業の技術力	登録基幹技能者の配置0.5点
	富山県	10	12	14	11	14	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置5点
	長野県	45	32	37	18	39	技術者要件の技能者資格	登録基幹技能者の配置0.5点～0.75点
	静岡県	38	38	39	45	68	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置0.5点（管轄工事は1点）
	三重県	2	1	1	0	2	企業の技術力等	登録基幹技能者の配置5点（最大10点）
	滋賀県	33	67	34	28	13	技術者等の能力	登録基幹技能者の配置1点
	京都府	5	3	9	3	4	登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の配置1点
	大阪府	21	非公表	22	38	33	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置0.3点～0.5点（最大2点）
	鳥取県	802	845	783	739	756	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置0.5～1点
	島根県	9	11	20	11	12	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置1点（最大2点）
	広島県	—	2	4	14	102	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置1点
	徳島県	17	20	21	23	8	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置2点
	高知県	—	1	0	0	0	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置5点
	長崎県	122	165	267	277	246	企業の施工能力	登録基幹技能者の配置0.1点（最大0.6点）
	熊本県	23	16	56	29	16	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置1点（簡易型Iは0.5点）
	大分県	242	252	45	344	349	技能者の活用	登録基幹技能者の配置0.3点
	沖縄県	81	129	119	144	140	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置1点
合計	2,355	2,768	2,633	3,817	3,942			
政令指定都市	札幌市	43	49	22	25	27	配置予定技術者の評価	登録基幹技能者の配置0.5点
	仙台市	131	166	140	176	180	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置1点
	相模原市	38	43	31	35	35	企業の社会性・信頼性	登録基幹技能者の配置0.5点
	静岡市	85	62	106	127	91	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置1点
	広島市	—	—	—	11	17	登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置0.5点
	熊本市	118	110	—	—	—	—	—
合計	415	430	299	374	350			

※登録基幹技能者又は技能士で評価している発注者含む。
※「—」の箇所は評価・活用の対象としていない年度

元請企業における評価・活用状況

(一社)日本建設業連合会では、平成26年4月に発表した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」こととしています。これを受け各企業では「優良技能者認定制度」を導入して、認定にあたって「登録基幹技能者」ることにより、年収が数十万円増加することが見込まれます。

の一つとして、「建設技能労働者の賃金改善」を掲げており、その中で「優良技能者認定制度」の普及を推進することとしている元請企業が増えてきています。登録基幹技能者として、優良技能者認定制度の認定を受け

会社名	制度の名称	主な認定基準	支給額	展開範囲	開始時期等
浅沼組	浅沼マイスター認定制度	①職長経験5年以上、当社作業所経験3年以上で当社「安全衛生協力会」の推薦がある職長 ②職務に必要な資格を有すること (資格要件)登録基幹技能者、建設マスター受影者、一級技能士又は同等以上の技能を有する者で職長・安全衛生責任者 ③年齢制限：65歳未満 ④CCUS技能者登録と所属事業者のCCUS事業者登録済の者 (ただし、2023年度新規登録者及び変更、更新者対象、カードレベルは問わない)	登録基幹技能者、建設マスター受影者には月額2,000円/人 一級技能士、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者、又は同等以上の資格者には月額1,000円/人	全社展開	2017年4月～
安藤・間	上級職長制度	主要な協力会社の優秀な職長で、職長経験が5年以上の登録基幹技能者と同等の技能を持つ者	月額2,000円	全社展開	2015年5月～
大林組	大林組認定基幹職長(通称：スーパー職長)	スーパー職長 ・マイスタークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として16年以上従事している者 ・レギュラークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として7年以上(東京・大阪・名古屋以外の ・ジュニアクラス：職長、かつ職種ごとに定める資格の保有者のうち、優秀で自社現場に職長として3年以上(東京・大阪 事している40才未満の者 共通事項 ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・社会保険に加入していること	スーパー職長 ・マイスタークラス：月額5,000円 ・レギュラークラス：月額3,000円 ・ジュニアクラス：月額2,500円	全社展開	2011年4月～
鹿島建設	「鹿島マイスター」優秀登録職長手当制度	「鹿島マイスター」 主要な協力会社を中心に、当社の現場で働く技術者と施工のキーマンである職長の中で、登録基幹技能者等の保有資格を	スーパーマイスター：月額4,000円 マイスター：月額2,000円	全社展開	2015年4月～
共立建設	共立マイスター(優良技能者手当)制度	職長教育修了者で、かつ登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級施工管理技士のいずれかの資格を保有し、当社に就業社に所属する職長。所属会社の推薦及び就業実績の作業所長と上長(工事部長)のA評価が必須。	実績があり、安全・品質管理体制評価が高い協会の 月5日以上で月額1万円、月10日以上で月額1.5万円、月15日以上で月額2万円	首都圏で展開	2016年4月～
熊谷組	熊谷マイスター制度	登録基幹技能者又は建設マスターかつ自社職長選定基準の1級職長で協会正会員又はその恒常的再下請業者の職長であ	トップマイスター：月額3,000円 ※マイスターとして前年度に自社作業所に15日以上従事した月が4ヶ月以上あった場合 マイスター：月額2,000円	全社展開	2013年4月～
鴻池組	職長マスター認定制度	①コスト低減に向けた活動を積極的に実践できる、②工程管理に優れ、強力なリーダーシップを現場で発揮できる、③品質未然に発生防止対策が打てる、⑤登録基幹技能者講習修了者 以上の内、①を含んだ3つ以上の要件を満たすと認められる職長を、現場所長、協会の推薦の中から、認定委員会により	管理能力に優れている、④安全環境面で災害発生を 認定 「優良会社」所属の職長マスター：月額2,000円	全社展開	2012年4月～
五洋建設	五洋建設優良職長制度	登録基幹技能者等の保有資格、各種表彰実績、事故・トラブルの有無などにより優秀な者	・月額2,000円 ・加えて年間就労日数が100日を超えたものには、月額1,000円の上乗せ金額を期末一括して支給 ・CCUS登録者が対象	全社展開	2013年10月～
清水建設	優良技能者手当支給制度	原則、CCUS(レベル4)登録技能者、かつ職長会活動等、作業所運営全般への寄与・貢献が大きい等の理由で、創立記念支店毎の独自の支給基準により選ばれた職長について、「優良技能者」と認定する。	・月額2,500円 ・登録基幹技能者、建設マスター登録者、現代の名工表彰者、技能五輪入賞者、技能グランプリ受賞者のいずれかに該当する場合：月額3,000円 ・支店毎の支給額については各支店の支給基準に基づく	全国展開	2016年10月～(支給制度改定)
大成建設	大成優良技能者認定制度(建築)一級職長制度 特級職長制度(土木)土木優良技能者報奨制度	《建築》 一級職長：職長経験3年以上、所属企業勤務3年以上、自社現場の勤務が年平均50%以上、特定の業務能力等により優秀な者。原則、CCUS(レベル3)登録技能者 特級職長：一級職長経験2年以上、登録基幹技能者、当社能力評価基準を満たす者。原則、CCUS(レベル4)登録技能者 《土木》 所属企業勤務5年以上、登録基幹技能者もしくは建設工事に係る資格の修了者、職長教育受講済者で、一定の評価と専属率	建築：一級職長 月額 2,000円 特級職長 月額 4,000円 土木：月額 2,000円	(建築)全社展開 (土木)全社展開	(建築) 一級職長 1995年4月創設 2014年6月～全国展開 特級職長 2015年11月～ (土木)2013年1月～
大日本土木	優良技能者認定制度	当社作業所で前1年間に延べ30日以上勤務経験を持った65歳未満の者で、登録基幹技能者、1・2級技能士、1・2級施工管理	技士、職長表彰受賞者等の内、いずれかに該当する者。 月額2,000円	全社展開	2016年4月～
竹中工務店	竹中マイスター制度【竹中優良職長】	竹中優良職長 ・グランマイスター：シニアマイスターとして65歳を迎えた者のうち協力会社・所長推薦を受けた者。 ・シニアマイスター：マイスターとして3年間、顕著な貢献をした者。 ・マイスター：職長で、登録基幹技能者、1級技能士、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上(一部地域を除く)、評価推薦により優秀な者。 ・ジュニアマイスター：職長で、1級技能士(同等の資格を有する)、竹中職長登録、直近1年の稼働120日以上、評価推薦により優秀な者。	竹中優良職長 シニアマイスター：最高月額4,000円 マイスター：最高月額2,500円 ジュニアマイスター：月額1,000円 ※作業所における4週8閉所推進の現状をふまえ、支給日数の上限を変更	全社展開	2012年1月～

※(一社)日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度(手当等あり)について」(令和4年9月30日現在)を参考に作成し、登録基幹技能者に関する箇所を抜粋し、掲載。

元請企業における評価・活用状況

会社名	制度の名称	主な認定基準	支給額	展開範囲	開始時期等
東亜建設工業	優良職長制度	協会の正会員の職長として安全管理、施工管理がきわめて優秀な職長を認定。 ①登録基幹技能者又は相当資格を有し、「職長の能力向上教育」を過去5年以内に受講していること。 ②協会の会員会社に5年以上勤務し、自社の現場に職長として3年以上従事していること。 ③表彰実績を有し、過去5年以内に休業4日以上事故・災害を起こしていないこと。	月額2,000円	全社展開	2016年4月～
戸田建設	優良技能者制度	職長会会員、且つ登録基幹技能者または同等の技能を有するもの ・職長会会員のうち登録基幹技能者＝優良技能者(TODA Meister) ・職長会会員のうち登録基幹技能者の対象外職種で優秀と認定されたもの＝準優良技能者B ・職長会会員のうち登録基幹技能者の資格取得が可能な職種で未取得ではあるが、支店職長会並びに支店作業所における職長活動が顕著と認められるもの＝準優良技能者C	・優良技能者：月額3,000円 ・準優良技能者B：月額2,000円 ・準優良技能者C：月額1,000円	全社展開	2010年6月～
飛鳥建設	とびしまマイスター制度	職長教育修了者で、登録基幹技能者、1級・2級技能士、1級・2級土木・建築・造園施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、作業指揮等の能力が高く総合的に優秀な者	月額1,000円	全国展開	2015年1月～
ナカノフドー建設	優良職長制度	登録基幹技能者、職長・安全衛生責任者教育講習修了、上級職長教育講習修了、過去5年以内に自社安全表彰等の受賞により優秀な者	月額2,000円	全社展開	2013年4月～
西松建設	優良技能者制度 (能力評価制度と連動した認定制度)	当社協力会に所属する技能者および職長のうち、以下の基準を満たすものを認定する。 ①西松マイスター：上級職長のうち、特に他の保班となる者 ②上級職長：登録基幹技能者、優良技能者表彰又は自社安全表彰など複数要件を満たす者 ③次世代上級職長：能力評価基準においてレベル3クラスの能力を有する者 ④西松職長候補生：能力評価基準においてレベル2クラスの能力を有する者 ⑤にしまつ基幹技能者：登録基幹技能者制度のない資格で一定の基準を満たす者 ※①～⑤において、建設キャリアアップシステムに技能者登録していること	①西松マイスター：月額3,000円(年額72万円) ②上級職長：月額2,000円(年額48万円) ③次世代上級職長：月額1,000円(年額24万円) ④西松職長候補生：月額500円(年額12万円) ⑤にしまつ基幹技能者：社内講習を受講し、合格した場合②と同様の処遇を受ける。 その他、登録基幹技能者資格取得支援制度：1回5万円	全社展開 2011年7月～	2011年7月～ ③④は2020年9月～ ※は2021年4月～
日本国土開発	国土優良職長認定制度	現場経験10年以上、所属会社勤務7年以上かつ65歳未満 弊社の現場で職長として2年以上、又は6現場以上担当し、その間に休業4日以上業務災害を発生させていない者 弊社安全衛生功績者賞の受賞者 業務の効率化、生産性の向上、後進の育成、指導に熱心 職長教育、職長能力向上教育の受講者 登録基幹技能者、1級技能士等の資格、又は同等の技能、経験を有する者	・従事日数9日まで(日数による)：月額1,000円 ・従事日数10日以上(一律)：月額1万円	全社展開	2014年6月～
橋本店	橋本マイスター制度	(1)登録基幹技能者の資格を有し、特に優秀であると認められた者 (2)職長経験3年以上、かつ当社現場での職長経験1年以上の者 (3)各種表彰実績があり現場でのトラブル・事故の有無などにより優秀な者	月額2,000円	全社展開	2017年6月～
ピーエス三菱	登録PC工事基幹技能者 報奨制度	無事故かつ品質優良なPC土木工事に従事した協和会員(正・準)の登録PC工事基幹技能者資格を保有する現場代理人等	月額3万円	全社展開	2010年9月 制度創設 2015年10月 改訂
三井住友建設	コンストラクション・ マイスター制度	統率能力に秀でた者、現職種経験10年以上、自社現場経験3年以上、職長経験1年以上、登録基幹技能者他の資格保有者、 らと同等の能力を有していると思われる者	月額2,000円 ※2016年度より運用	全社展開	2012年3月～
村本建設	村本マイスター	技術・技能が優秀で、工事施工の合理化、後進の指導育成、安全・衛生の向上等に貢献し、他の建設現場従事者の模範と 長。 再下請け業者の場合1次協力会社との契約関係が過去複数回あり、今後も継続することが予想される事。登録基幹技能者で あるか、1級技能士の資格を保有している事がのぞ ましい。	月額2,000円 1級技能士、2級施工管理技士の資格保有の場合日 額2,500円 登録基幹技能者、1級施工管理技士の資格保有の場合 月額3,000円 認定時に奨励金30,000円 及びマイスターヘル メット、専用空調服、黒玉式熱中症指数計等装備品を配布 年1回 東京、大阪で村本マイスター会(研修、会社幹部との意見交換)を開 催参加の場合特別手当10,000円を支給する	全社展開	2015年6月～
矢作建設工業	YAHAGIマイスター制度	①当社の協力会社で組織する作友会の職長もしくはその二次協力会社の職長であること。 ②当社の優秀職長表彰で受賞履歴があること。 ③登録基幹技能者の有資格者もしくは同等の技術力・経験を有すること。	月額1,000円	建築のみ展開	2015年4月～
ヤマウラ	ヤマウラ優良職長制度	優良職長：各支店から推薦され技術本部にて審査の後、優良職長登録講習を終了した職長 ・当社現場従事時間 640時間/年 ・職長教育、安全衛生責任者を取得済み ・関係業務の作業主任者を取得済み 中級優良職長：各支店から推薦され技術本部にて承認した優良職長 ・当社現場従事時間 800時間/年 ・該当する登録基幹技能者を取得済み 上級優良職長：各支店から推薦され技術本部にて承認した中級優良職長 ・当社現場従事時間 960時間/年 ・該当する1級技能士を取得済み	優良職長：120円/時間 中級優良職長：240円/時間 上級優良職長：360円/時間	全社展開	2016年11月～

※(一社)日本建設業連合会「日建連会員企業における優良技能者認定制度(手当等あり)について」(令和4年9月30日現在)を参考に作成し、登録基幹技能者に関する箇所を抜粋し、掲載。

建設キャリアアップシステム

<建設キャリアアップシステムとは？>

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。また、システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手確保を目指します。

<建設キャリアアップシステムの概要>



<建設キャリアアップシステムのメリット>

技能者の処遇改善

● 経験や技能に応じた処遇の実現

- ・ システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、能力評価基準により**技能者の能力評価を実施**（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・ 技能者の能力評価と連動した**専門工事企業の施工能力等の見える化**も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
 - 知識・技能（保有資格）
 - マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

評価基準に合わせてカードを色分け

レベル1 ホワイト 初級技能者（見習いの技能者）

レベル2 ブルー 中堅技能者（一人前の技能者）

レベル3 シルバー 職長として現場に従事できる技能者

レベル4 ゴールド 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

● 令和4年12月31日現在の能力評価判定件数

レベル4	45,537
レベル3	11,399
レベル2	12,104
合計	69,040

現場管理の効率化

● 社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・ 現場に入場する技能者ひとりひとりについて、**社会保険の加入状況等の確認が効率化**

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
○建設	○男	11	○
○建設	建設太郎	10	○
××工務所	○子	20	○
××工務所	○次郎	20	○

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
○男	型枠工	○年○月○日	○県○市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
○子	鉄筋工	○年○月○日	○県○市
○次郎	足場どび工	■年■月■日	■県■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

● 書類作成の簡素化・合理化

- ・ 施工体制台帳や作業員名簿の**作成の手間やミスを削減**

● 建退共関係事務の効率化

- ・ 従来の証紙貼付方式に加え、**電子申請方式が導入され、工事ごとの就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易に**
 - ・ 電子申請方式は、証紙に代わる**退職金ポイント（電子掛金）を予め事業者が購入し、被共済者の就労日数に応じて退職金ポイントを個々の被共済者の掛金として充当するもの**
 - ・ CCUSの就業履歴情報を建退共電子申請方式に活用する方法
- 右記①～③の方法で元請事業者に報告された就労実績を被共済者の掛金充当に活用可能

- ① 下請個別作業方式：個々の下請事業者がCCUSから就業履歴をダウンロードし、上位事業者に提供していくことにより、各下請事業者の就業履歴を元請事業者に報告する方法
- ② 元請一括作業方式：元請事業者が就業履歴を一括してダウンロードする方法
- ③ 一次下請一括作業方式：各一次事業者が傘下の下請事業者の就業履歴を一括してダウンロードし、元請事業者に報告する方法

登録基幹技能者の有資格者、各種情報はホームページに掲載しています。



（一財）建設業振興基金のWEBサイトに登録基幹技能者に関する行政等の新着情報、各職種の紹介、講習実施団体、有資格者を検索できるデータベースを掲載しています。

詳しくは…

登録基幹技能者

検索